

証券コード 7345
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

横浜市西区南幸二丁目20番5号
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
代表取締役社長 田 中 譲 治

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.aipf.co.jp/ir/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・パートナーズフィナンシャル」又は「コード」に「7345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にございます「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 ホール2 A
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議

案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎招集ご通知の全文は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて公開しております。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知は以下の事項を除いております。従って、本書面は監査報告を作成するに際し監査等委員及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安や資源高による物価やサービス価格の上昇及び日銀によるマイナス金利政策の解除やその後の追加利上げ等の影響を受けつつも、緩やかな回復基調で推移しました。日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価の上昇率や春闘賃上げ率は1990年代のバブル期以来の伸びを示すなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

当社グループを取り巻く事業環境は、従前からの地政学リスクや中国景気の減速懸念に加え、2025年1月の第2次米国トランプ政権の誕生が新たなリスク要因となりました。特に各種追加関税政策の発動は、株式市場や為替市場を短期間で乱高下させる等、金融市場の行方や経済情勢の先行き不透明感が更に増すものとなりました。

このような環境下、当社グループでは、政府が推進する「資産運用立国実現プラン」に沿った成長戦略を推進してまいりました。具体的には、顧客の最善の利益を追求するIFAから選ばれる金融商品仲介業者を目指すことを目的として以下の三点に注力しました。

- ① 当社グループの管理体制の更なる整備
 - ・顧客の最善の利益に資する金融商品等の販売及び管理等を行う態勢構築
 - ・コーポレートガバナンス及び内部統制の強化
- ② 安定的な資産形成に資するIFAの増員
 - ・媒介する資産残高に占める投資信託割合の上昇及びストック手数料の増加
 - ・国民の安定的な資産形成に資するIFAのためのフォローアップ体制の構築
 - ・マーケティングサポート及び顧客管理ツールの充実
- ③ 安定的な資産形成に資するIFAから選ばれる金融商品仲介業者としての更なる進化
 - ・同業種、異業種との意見交換及び情報収集の強化
 - ・業務提携及びM&Aの動きの加速

特に、包括的業務提携先の大手保険代理店・株式会社エフケイとは、両社の相乗効果の創出などを見据えつつ、継続的な意見交換を進めてまいりました。

今後も、所属金融商品取引業者及び他の金融商品仲介業者との連携を深めることにより、

IFA業界の健全な発展に貢献するよう取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度末の所属IFA数は211名（前年度末比4.5%増、9名増）、媒介する資産残高は346,938百万円（前年度末比10.7%増、33,559百万円増）、金融商品仲介業に係る口座総数は17,030口座（前年度末比6.7%増、1,075口座増）となり、当連結会計年度の業績は、売上高が3,797,196千円（前期比1.7%増、64,111千円増）、営業損失1,982千円（前期は営業利益13,734千円）、経常損失3,217千円（前期は経常利益13,558千円）、親会社株主に帰属する当期純損失9,735千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益7,430千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,410千円であり、主な内容は、IFA及び役社員が使用するPC等の工具器具備品の購入であります。

なお、これらの所要資金は、全て自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① IFAの満足度向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に充たされていないとお客様重視を実現できないと考えており、当社に所属するIFAの満足度を高めることにより、顧客満足度の維持・向上が図られ媒介する資産残高の増加が見込まれること、既契約IFAからのIFA候補者紹介によりIFA数の増加が見込まれることで、当社グループの収益向上に寄与すると理解しております。そのため、IFAに対して営業ノルマは課さず、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境、IFAが安心して業務に専念できる環境の提供に努めております。

② 金融サービスのクオリティ向上

当社グループは、IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって成立するものであると考えており、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行うことにより、媒介する資産残高が増大し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図られると理解しております。そのため、IFAに対する研鑽機会の提供、お客様本位の啓発、ビジネスコンサルティング等のほか、IFA業務支援システムへの投資や商品・サービスの拡充に努めております。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。金融商品仲介業者に求められる管理体制は年々厳しくなっており、事業を拡大する上で、内部管理体制の強化は不可欠であると理解しております。そのため、証券会社の指導に依拠するのみではなく、自社の管理体制を整備し、更なる管理体制の強化・構築に向け継続して取り組んでいるIFA事業者として、金融商品仲介業者の「あるべき管理体制確立」に努めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	3,806,967	3,000,131	3,733,084	3,797,196
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	110,042	△120,610	13,558	△3,217
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	64,866	△131,906	7,430	△9,735
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	20.31	△40.48	2.33	△3.01
総資産 (千円)	1,205,478	998,649	1,083,291	1,000,136
純資産 (千円)	870,673	635,221	634,103	630,258

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、株式分割を行っております。これに伴い、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	3,687,737	2,801,391	3,551,591	3,614,576
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	119,214	△122,010	25,297	12,004
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	73,602	△129,560	20,719	△13,746
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	23.05	△39.76	6.49	△4.24
総資産 (千円)	1,184,102	947,456	1,073,547	988,750
純資産 (千円)	859,118	626,012	638,184	630,329

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、株式分割を行っております。これに伴い、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社A I P コンサルタンツ	20,000千円	100.0%	保険代理店業

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社（株式会社A I P コンサルタンツ）の2社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介業」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

(8) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

区分	名称	所在地
当社	本店	神奈川県横浜市
	札幌オフィス	北海道札幌市
	新宿オフィス	東京都新宿区
	新宿第2オフィス	東京都新宿区
	東銀座オフィス	東京都中央区
	長野オフィス	長野県長野市
	静岡オフィス	静岡県静岡市
	浜松オフィス	静岡県浜松市
	名古屋オフィス	愛知県名古屋市
	伊勢オフィス	三重県伊勢市
	京都オフィス	京都府京都市
	大阪オフィス	大阪府大阪市
	神戸オフィス	兵庫県神戸市
	姫路・英賀保オフィス	兵庫県姫路市
	加西オフィス	兵庫県加西市
	広島オフィス	広島県広島市
	高松オフィス	香川県高松市
	福岡オフィス	福岡県福岡市
	宮崎オフィス	宮崎県宮崎市
子会社	本店	神奈川県横浜市
	新宿支店	東京都新宿区
	東銀座支店	東京都中央区
	長野支店	長野県長野市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	大阪支店	大阪府大阪市
	福岡支店	福岡県福岡市

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業部門の名称	従業員数（名）	前期末比増減
金融商品仲介業	17（7）	1名減（2名増）
保険代理店業	5（68）	増減なし（1名増）
その他	17（4）	1名増（増減なし）
合計	39（79）	増減なし（3名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数（名）	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34（11）	増減なし（2名増）	48.6歳	5.3年

事業部門の名称	従業員数（名）	前期末比増減
金融商品仲介業	17（7）	1名減（2名増）
その他	17（4）	1名増（増減なし）
合計	34（11）	増減なし（2名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社は、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 11,056,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,532,400株(自己株式262,800株を含む)
- (3) 株主数 927名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
石 原 章太郎	352,800	10.79
中 道 謙	320,000	9.79
千代田インベストメント 第1号投資事業有限責任組合	177,000	5.41
大 木 壘	156,400	4.78
田 中 譲 治	155,600	4.76
光通信株式会社	138,000	4.22
上田八木短資株式会社	120,900	3.70
守 屋 顕 一	100,000	3.06
松 波 精 二	93,400	2.86
諸 富 滋	88,800	2.72

（注）持株比率は自己株式（262,800株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を含む）	8,600株	3名

（注）1. 監査等委員である社外取締役には交付していません。

2. 上記の株式数、交付対象者数には2024年11月30日に辞任した取締役1名を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
株主総会決議日		2019年3月25日	
新株予約権の数		409個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注2）		普通株式 （新株予約権1個につき800株）	327,200株
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注2）		新株予約権1個当たり （1株当たり 155円）	124,000円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	
新株予約権の行使期間		2021年3月26日から 2029年3月25日まで	
新株予約権の行使条件		（注1）	
役員の 保有状況 （注3）	取締役 （監査等委員を除く）	新株予約権の数	50個
		目的となる株式数	40,000株
		保有者数	1名
	取締役 （監査等委員）	新株予約権の数	12個
		目的となる株式数	9,600株
		保有者数	1名

（注）1. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 役員の保有状況については、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 讓 治	株式会社A I P コンサルタンツ 取締役 公益社団法人三州倶楽部 理事
取締役（監査等委員・常勤）	吉 川 昌 利	税理士
取締役（監査等委員）	上 野 博 史	株式会社博真舎 代表取締役
取締役（監査等委員）	中 川 洋	株式会社マナオクリエーション 代表取締役 有限会社二宮漁場 代表取締役

- (注) 1. 上野博史氏及び中川洋氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 吉川昌利氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 上野博史氏は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。
6. 中川洋氏は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。
7. 2024年11月30日をもって、取締役（管理本部長）島田和紀氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）上野博史氏及び中川洋氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役及び監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2024年6月26日開催の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

監査等委員でない取締役の報酬は、取締役としての責務に対して支給する基本報酬（金銭報酬）、企業規模の拡大や経営計画の達成に対して支給する短期インセンティブ（金銭報酬）、及び株主との利益の共有を目的とした中長期インセンティブ（株式報酬）で構成する。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と中長期インセンティブで構成する。

② 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

- ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
監査等委員でない取締役の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、あらかじめ職位ごとに定められた金額について、事業年度末における媒介する資産残高の目標値に対する達成度合いに応じ、連結会計年度の利益の金額を鑑みて取締役会において決定するものとする。
- ④ 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬（株式報酬）は、当社の企業価値の持続的な向上及び取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当該目的を踏まえ相当と考えられる金額を基本報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）を対象に一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を報酬として支給する。

(5) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において監査等委員でない取締役について年額150百万円以内、監査等委員である取締役について年間50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、2023年6月28日開催の第18回定時株主総会において、監査等委員でない取締役について年間30百万円以内、監査等委員である取締役について年間8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は2名、監査等委員である取締役の員数は1名です。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員の協議により決定しております。

(7) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	2名	39百万円	38百万円	－	0百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	21百万円 （10百万円）	20百万円 （10百万円）	－	0百万円 （－百万円）
合計	5名 （2名）	60百万円 （10百万円）	59百万円 （10百万円）	－	1百万円 （－百万円）

(注) 1. 上記の取締役（監査等委員を除く）の支給人員には、2024年11月30日に辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬であり、譲渡制限付株式報酬の額のうち、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(8) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
社外取締役（監査等委員）上野博史氏は、(株)博真舎の代表取締役であり、同社は当社の株主であります。当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外取締役（監査等委員）中川洋氏は、(株)マナオクリエーション、(有)二宮漁場の代表取締役であります。(株)マナオクリエーション及び(有)二宮漁場と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	上 野 博 史	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、農林水産事務次官や国内有数の金融機関の代表理事・専務等を務めた経験と組織の統制や企業経営についての高い見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。 また、上記経験や見識をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。
取締役 （監査等委員）	中 川 洋	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、証券アナリストとして企業分析に携わった専門的知見と外資系証券会社における役員等の経験を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。 また、上記知見や経験をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - イ. 当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ウ. 当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - エ. 当社は、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、取締役会の下に任意の指名報酬諮問委員会を置き、取締役の選任・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する。
 - オ. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
 - カ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - キ. 当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。
 - イ. 当社グループは、「個人情報管理基本規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - イ. 当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - イ. 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。
 - ウ. 当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
 - エ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - イ. 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得た上で執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ウ. 当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。
 - イ. 任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告をするものとする。
 - イ. 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。
 - ウ. 監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

- エ. 当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
 - イ. 当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
 - ウ. 監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - エ. 監査等委員である取締役は、管理本部長から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - ア. 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
 - イ. 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対応できる体制を整備する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書を作成し、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用体制を構築するとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による運営の公平性、透明性及び効率性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、当該体制の整備と適正な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直しました。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、顧問弁護士と連携を図り、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスク管理委員会を4回開催しました。

また、当社は、当社グループを取り巻くリスクの内容及びその影響度・発生度・重要度、対応方針・対応方法を一覧にしたリスク管理台帳の見直しを適宜行うことで、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議への出席を通じて、内部監査室が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株あたり4円の配当を実施することを2025年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、今後の成長に資する人員の採用やシステムへの投資、IFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

~~~~~

(注) 本事業報告中における金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示未満の数値を四捨五入して表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び当期純損失につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目         | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)   |           |
| 流 動 資 産         | 833,648   | 流 動 負 債     | 330,452   |
| 現 金 及 び 預 金     | 495,287   | 買 掛 金       | 261,843   |
| 売 掛 金           | 303,828   | リ ー ス 債 務   | 7,214     |
| 前 払 費 用         | 29,995    | 未 払 金       | 16,402    |
| そ の 他           | 4,536     | 未 払 費 用     | 10,887    |
| 固 定 資 産         | 166,488   | 未 払 法 人 税 等 | 8,166     |
| 有 形 固 定 資 産     | 40,879    | 未 払 消 費 税 等 | 10,397    |
| 建 物 附 属 設 備     | 59,047    | 賞 与 引 当 金   | 12,284    |
| 工 具 器 具 備 品     | 39,959    | 資 産 除 去 債 務 | 862       |
| リ ー ス 資 産       | 39,956    | そ の 他       | 2,393     |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △98,083   | 固 定 負 債     | 39,425    |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,448     | リ ー ス 債 務   | 8,690     |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 1,448     | 資 産 除 去 債 務 | 30,734    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 124,161   | 負 債 合 計     | 369,877   |
| 差 入 保 証 金       | 106,118   | (純 資 産 の 部) |           |
| 繰 延 税 金 資 産     | 4,470     | 株 主 資 本     | 630,258   |
| そ の 他           | 13,572    | 資 本 金       | 341,959   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金   | 270,895   |
|                 |           | 利 益 剰 余 金   | 157,743   |
|                 |           | 自 己 株 式     | △140,340  |
|                 |           | 純 資 産 合 計   | 630,258   |
| 資 産 合 計         | 1,000,136 | 負債及び純資産合計   | 1,000,136 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           |         |       |  |  | 金 額 |           |
|-------------------------------|---------|-------|--|--|-----|-----------|
| 売 上                           | 高       |       |  |  |     | 3,797,196 |
| 売 上 原 価                       | 価       |       |  |  |     | 3,045,263 |
| 売 上 総 利 益                     | 利 益     |       |  |  |     | 751,932   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 管 理 費   |       |  |  |     | 753,914   |
| 営 業 損 失                       | 損 失     |       |  |  |     | 1,982     |
| 営 業 外 収 益                     | 収 益     |       |  |  |     |           |
| 受 取 利 息                       | 利 息     | 11    |  |  |     |           |
| 受 取 家 賃                       | 家 賃     | 336   |  |  |     |           |
| 助 成 金 収 入                     | 収 入     | 1,185 |  |  |     |           |
| 雑 収 入                         | 収 入     | 83    |  |  |     | 1,615     |
| 営 業 外 費 用                     | 費 用     |       |  |  |     |           |
| 支 払 利 息                       | 利 息     | 268   |  |  |     |           |
| 株 式 交 付 費                     | 交 付 費   | 104   |  |  |     |           |
| 株 式 報 酬 費 用 消 減 損 失           | 消 減 損 失 | 2,477 |  |  |     | 2,850     |
| 経 常 損 失                       | 損 失     |       |  |  |     | 3,217     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         | 純 損 失   |       |  |  |     | 3,217     |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税        | 事 業 税   |       |  |  |     | 6,391     |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 調 整 額   |       |  |  |     | 126       |
| 当 期 純 損 失                     | 損 失     |       |  |  |     | 9,735     |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 純 利 益   |       |  |  |     | —         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | 純 損 失   |       |  |  |     | 9,735     |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |         |          |         | 純資産合計   |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式     | 株主資本合計  |         |
| 当期首残高               | 332,593 | 261,530 | 180,308 | △140,328 | 634,103 | 634,103 |
| 当期変動額               |         |         |         |          |         |         |
| 新株の発行               | 9,365   | 9,365   | －       | －        | 18,731  | 18,731  |
| 剰余金の配当              | －       | －       | △12,828 | －        | △12,828 | △12,828 |
| 自己株式の取得             | －       | －       | －       | △11      | △11     | △11     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損失 | －       | －       | △9,735  | －        | △9,735  | △9,735  |
| 当期変動額合計             | 9,365   | 9,365   | △22,564 | △11      | △3,844  | △3,844  |
| 当期末残高               | 341,959 | 270,895 | 157,743 | △140,340 | 630,258 | 630,258 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社 A I P コンサルタンツ

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 固定資産の減価償却の方法

##### i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

##### ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### iv) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

##### ② 引当金の計上基準

##### i) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### ③ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

ii) システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

iii) 保険代理店業

保険代理店業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

|        |         |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 5,385千円 |
| 繰延税金負債 | 915千円   |

連結貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。当該見積りには媒介する資産残高の推移、過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況等、重要な仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

## (2) 資産除去債務

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額  
資産除去債務 31,597千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末の<br>株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 3,463,700株        | 68,700株          | －株               | 3,532,400株       |

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行による増加 29,500株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 39,200株

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末の<br>株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 256,500株          | 6,300株           | －株               | 262,800株         |

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 6,280株

単元未満株式の買取りによる増加 20株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

2024年5月15日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| ・株式の種類    | 普通株式        |
| ・配当金の額    | 12,828,800円 |
| ・1株当たり配当額 | 4円          |
| ・基準日      | 2024年3月31日  |
| ・効力発生日    | 2024年6月12日  |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2025年5月15日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| ・株式の種類    | 普通株式        |
| ・配当金の額    | 13,078,400円 |
| ・配当の原資    | 利益剰余金       |
| ・1株当たり配当額 | 4円          |
| ・基準日      | 2025年3月31日  |
| ・効力発生日    | 2025年6月12日  |

なお、配当金の原資については利益剰余金とすることを予定しております。

### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 101,600株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年8ヶ月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当社は、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

イ. 資金調達に係る流動リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価につきましては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりです。  
(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 時価     | 差額   |
|-----------|------------|--------|------|
| リース債務（※2） | 15,905     | 15,740 | △164 |
| 負債計       | 15,905     | 15,740 | △164 |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 1年以内に返済予定のリース債務が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 495,287      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 303,828      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 799,116      | —                   | —                    | —            |

2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| リース債務 | 7,214        | 5,200               | 3,489               | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 7,214        | 5,200               | 3,489               | —                   | —                   | —           |

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（千円） |        |      |        |
|-------|--------|--------|------|--------|
|       | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| リース債務 | —      | 15,740 | —    | 15,740 |
| 合計    | —      | 15,740 | —    | 15,740 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |
|---------------|-----------|
| 金融商品仲介業       | 3,376,696 |
| システム使用料       | 229,347   |
| 保険代理店その他      | 191,152   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,797,196 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 3,797,196 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表〔1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕(3)会計方針に関する事項 ③収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 192円76銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 3円01銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

### 資産除去債務

#### ① 当該資産除去債務の概要

当社グループは、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

#### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として5～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 33,515千円 |
| 時の経過による調整額      | 10千円     |
| 見積りの変更による増減額（注） | △144千円   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △1,785千円 |
| 期末残高            | 31,597千円 |

（注）不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                    | 金 額             |
|------------------------|----------------|------------------------|-----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                | <b>(負 債 の 部)</b>       |                 |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>827,347</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>315,766</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 493,867        | 買 掛 金                  | 253,916         |
| 売 掛 金                  | 298,537        | リ ー ス 債 務              | 7,214           |
| 前 払 費 用                | 29,181         | 未 払 金                  | 15,876          |
| そ の 他                  | 5,761          | 未 払 費 用                | 7,951           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>161,402</b> | 未 払 法 人 税 等            | 6,860           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>40,822</b>  | 未 払 消 費 税 等            | 9,081           |
| 建 物 附 属 設 備            | 59,047         | 賞 与 引 当 金              | 12,284          |
| 工 具 器 具 備 品            | 41,891         | 資 産 除 去 債 務            | 862             |
| リ ー ス 資 産              | 39,956         | そ の 他                  | 1,718           |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △100,072       | <b>固 定 負 債</b>         | <b>42,654</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,448</b>   | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金  | 3,229           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 1,448          | リ ー ス 債 務              | 8,690           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>119,132</b> | 資 産 除 去 債 務            | 30,734          |
| 差 入 保 証 金              | 101,118        | <b>負 債 合 計</b>         | <b>358,421</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 4,440          | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                 |
| そ の 他                  | 13,572         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>630,329</b>  |
|                        |                | 資 本 金                  | 341,959         |
|                        |                | 資 本 剰 余 金              | 270,895         |
|                        |                | 資 本 準 備 金              | 261,959         |
|                        |                | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 8,936           |
|                        |                | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>157,814</b>  |
|                        |                | 利 益 準 備 金              | 1,526           |
|                        |                | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 156,287         |
|                        |                | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 156,287         |
|                        |                | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△140,340</b> |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>630,329</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>988,750</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>988,750</b>  |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         |        | 金 額 |           |
|-----------------------------|--------|-----|-----------|
| 売 上 高                       |        |     | 3,614,576 |
| 売 上 原 価                     |        |     | 2,908,749 |
| 売 上 総 利 益                   |        |     | 705,827   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        |     | 706,882   |
| 営 業 損 失                     |        |     | 1,055     |
| 営 業 外 収 益                   |        |     |           |
| 受 取 家 賃                     | 2,643  |     |           |
| 助 成 金 収 入                   | 1,185  |     |           |
| 経 営 指 導 料                   | 12,000 |     |           |
| 雑 収 入                       | 81     |     | 15,909    |
| 営 業 外 費 用                   |        |     |           |
| 支 払 利 息                     | 268    |     |           |
| 株 式 交 付 費                   | 104    |     |           |
| 株 式 報 酬 費 用 消 滅 損           | 2,477  |     | 2,850     |
| 経 常 利 益                     |        |     | 12,004    |
| 特 別 損 失                     |        |     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 17,324 |     |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 3,229  |     | 20,553    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |        |     | 8,549     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       |        |     | 5,085     |
| 法 人 税 等 調 整 額               |        |     | 111       |
| 当 期 純 損 失                   |        |     | 13,746    |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|             | 株 主 資 本 |         |              |             |
|-------------|---------|---------|--------------|-------------|
|             | 資本金     | 資本剰余金   |              |             |
|             |         | 資本準備金   | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |
| 当期首残高       | 332,593 | 252,593 | 8,936        | 261,530     |
| 事業年度中の変動額   |         |         |              |             |
| 新株の発行       | 9,365   | 9,365   | —            | 9,365       |
| 剰余金の配当      | —       | —       | —            | —           |
| 自己株式の取得     | —       | —       | —            | —           |
| 当期純損失       | —       | —       | —            | —           |
| 事業年度中の変動額合計 | 9,365   | 9,365   | —            | 9,365       |
| 当期末残高       | 341,959 | 261,959 | 8,936        | 270,895     |

|             | 株 主 資 本 |              |             |          |         | 純資産合計   |
|-------------|---------|--------------|-------------|----------|---------|---------|
|             | 利益剰余金   |              |             | 自己株式     | 株主資本合計  |         |
|             | 利益準備金   | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |         |         |
|             |         | 繰越利益<br>剰余金  |             |          |         |         |
| 当期首残高       | 1,526   | 182,862      | 184,389     | △140,328 | 638,184 | 638,184 |
| 事業年度中の変動額   |         |              |             |          |         |         |
| 新株の発行       | －       | －            | －           | －        | 18,731  | 18,731  |
| 剰余金の配当      | －       | △12,828      | △12,828     | －        | △12,828 | △12,828 |
| 自己株式の取得     | －       | －            | －           | △11      | △11     | △11     |
| 当期純損失       | －       | △13,746      | △13,746     | －        | △13,746 | △13,746 |
| 事業年度中の変動額合計 | －       | △26,575      | △26,575     | △11      | △7,855  | △7,855  |
| 当期末残高       | 1,526   | 156,287      | 157,814     | △140,340 | 630,329 | 630,329 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。  
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用  
契約期間に応じた均等償却を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ② 関係会社事業損失引当金  
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 金融商品仲介業  
金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。  
なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

- ② システム使用料  
システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。  
なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した額
- |        |         |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 5,345千円 |
| 繰延税金負債 | 904千円   |
- 貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を表示しております。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。当該見積りには媒介する資産残高の推移、過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況等、重要な仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

### (2) 資産除去債務

- ① 当事業年度の計算書類に計上した額
- |        |          |
|--------|----------|
| 資産除去債務 | 31,597千円 |
|--------|----------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表に記載した事項と同一であることから記載を省略いたします。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 関係会社に対する金銭債権債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 1,728千円 |
| 短期金銭債務 | 251千円   |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 | 7,678千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 14,307千円 |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (自己株式に関する事項)

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 256,500株        | 6,300株         | －株             | 262,800株       |

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 6,280株

単元未満株式の買取りによる増加 20株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 賞与引当金           | 3,690千円   |
| 株式報酬費用          | 1,865千円   |
| 資産除去債務          | 9,491千円   |
| 未払事業税           | 1,186千円   |
| 未払事業所税          | 209千円     |
| 関係会社事業損失引当金     | 970千円     |
| 繰越欠損金           | 30,148千円  |
| 繰延税金資産小計        | 47,562千円  |
| 評価性引当額          | △42,216千円 |
| 繰延税金資産合計        | 5,345千円   |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △884千円    |
| その他             | △20千円     |
| 繰延税金負債合計        | △904千円    |
| 繰延税金資産の純額       | 4,440千円   |

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称                | 所在地     | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額（注） | 科目   | 期末残高  |
|-----|-----------------------|---------|----------------|-----------|----------|---------|------|-------|
| 子会社 | 株式会社<br>A I P コンサルタンツ | 神奈川県横浜市 | 所有<br>直接100%   | 従業員の出向    | 従業員の出向   | 6,540   | 未収入金 | 627   |
|     |                       |         |                |           | 従業員の出向受入 | 280     | 未払金  | 40    |
|     |                       |         |                | オフィスの賃貸   | オフィスの賃貸  | 2,307   | 前受金  | 211   |
|     |                       |         |                |           |          | 722     | 売掛金  | 1     |
|     |                       |         |                | 顧客の紹介     | 顧客の紹介    | 136     | 未払金  | 0     |
|     |                       |         |                | 経営指導料     | 経営指導料    | 12,000  | 未収入金 | 1,100 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引価格については、価格交渉の上、市場実勢価格を見て決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 192円78銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 4円24銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

### 資産除去債務

#### ① 当該資産除去債務の概要

当社は、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

#### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として5～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 33,515千円 |
| 時の経過による調整額      | 10千円     |
| 見積りの変更による増減額（注） | △144千円   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △1,785千円 |
| 期末残高            | 31,597千円 |

（注）不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 安達 博之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部 秀穂  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類にかかる会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 安達 博之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部 秀穂  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要なオフィスにおいて業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 川 昌 利 ㊞

監査等委員 上 野 博 史 ㊞

監査等委員 中 川 洋 ㊞

(注) 監査等委員 上野博史及び中川洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）は、2024年6月26日開催の定時株主総会において選任いただいた2名のうち、島田和紀氏は昨年11月30日付で辞任し、他の1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | <div>再任</div> <div>たなか じょうじ</div> <div>田 中 譲 治</div> <div>(1957年2月21日生)</div> | 1979年 4 月 大和証券株式会社入社<br>1987年 1 月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社<br>1992年10月 U B S 証券会社東京支店入社<br>1998年 8 月 メリルリンチ日本証券株式会社入社<br>2002年 8 月 IFAとして独立 日興コーディアル証券株式会社<br>(現 S M B C 日興証券株式会社) とのIFA委任契約締結<br>2005年 2 月 有限会社インテグリティ取締役就任<br>2009年 2 月 株式会社アイ・ブレーション (現当社) 入社<br>2009年 3 月 当社取締役就任<br>2012年 5 月 当社専務取締役就任<br>2014年 5 月 当社代表取締役社長就任 (現任)<br>2015年 1 月 株式会社 A I P コンサルタンツ取締役就任<br>2015年 9 月 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立<br>取締役就任<br>2016年 1 月 同社代表取締役就任<br>2016年 1 月 株式会社 A I P コンサルタンツ代表取締役就任<br>2018年 3 月 株式会社 A I P コンサルタンツ代表取締役辞任<br>同社取締役就任 (現任)<br>2024年 6 月 公益社団法人三州倶楽部理事 (現任) | 155,600<br>株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2          | <div>新任</div> <div>まつ なみ せい じ<br/>松 波 精 二</div> <div>(1960年9月2日生)</div> | 1983年 4 月 日興証券株式会社（現 S M B C 日興証券株式会社）入社<br>2018年 4 月 当社入社<br>2018年 4 月 株式会社 A I P コンサルタンツ 監査役就任<br>2018年 7 月 当社執行役員業務管理部長就任<br>2019年 4 月 当社執行役員金融商品仲介業務本部副本部長就任<br>2020年 4 月 当社取締役金融商品仲介業務本部長就任<br>2021年 7 月 当社取締役兼上席執行役員兼金融商品仲介業務本部長就任<br>2022年 4 月 当社取締役兼上席執行役員兼 IFA 業務管理本部長就任<br>2022年 6 月 当社取締役退任<br>2022年 7 月 当社上席執行役員兼 IFA 業務管理本部長就任<br>2024年 11 月 株式会社 A I P コンサルタンツ 取締役就任（現任）<br>2025年 6 月 株式会社 A I P コンサルタンツ 代表取締役就任（予定） | 93,400<br>株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中譲治氏は、自身の IFA 経験を通じて事業に関する豊富な知識と経験を有し、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。また、グループ全体に対するリーダーシップを存分に発揮し、IFA 候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っていることから、中長期の成長戦略の実現に必要不可欠であると判断し、取締役候補者となりました。
3. 松波精二氏は、前職証券会社において長年にわたり金融商品仲介業務及び IFA ビジネスの推進及び管理に携わっており、事業に関する豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後、金融商品仲介業務における内部管理体制及び IFA サポート体制の強化に貢献し、その実績と知見が IFA に提供するビジネスプラットフォームの付加価値向上に必要不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。
4. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約の契約期間は 1 年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以 上

## 第20回定時株主総会会場ご案内図

日時： 2025年6月26日（木曜日）午前10時00分（午前9時30分より受付開始）

場所： 神奈川県横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル

TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 ホール2A



### <交通のご案内>

「横浜駅」西口より徒歩7分（JR線・京急線・東横線・みなとみらい線）

「横浜駅」西口より徒歩6分（相鉄本線）

「横浜駅」9出入口より徒歩4分（横浜市営地下鉄ブルーライン）

### <お願い>

駐車場の用意がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。